

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(1)	(3)	(2)	(2)	(4)	(2)	(5)	(3)	(2)	(4)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
82%	58%	58%	52%	70%	94%	82%	88%	76%	82%

1 表現（取材・報道）の自由

- (1) 誤り。 判例は、報道機関の報道の自由は表現の自由を保障した憲法 21 条の保障の下にあるとしているが、報道のための取材の自由については、憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値すると判示しているにとどまる（最大決昭 44・11・26）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。判例は、民事事件においては、当該証言を得ることが必要不可欠である等といった事情が認められる場合以外は、証人は取材源に係る証言を拒絶できると判示している（最決平 18・3・17）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。最決平 2・7・9。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。最決昭 53・5・31。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。最大判平元・3・8。

2 地方自治

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。憲法 94 条。
- (3) 誤り。 地方公共団体の議会の議長には、議会内部の規律維持権が認められている（自治法 129 条）が、その要請によって派遣された警察官を指揮する権限は与えられていない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。たとえ、その地域のみに関する法律であっても、国の行政事務に関するものであり、その地方公共団体の組織・運営・権能に関係ないものは、憲法 95 条にいう「特別法」に当たらないとされている。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。最大判昭 33・10・15。

3 行政行為

- (1) 正しい。 枝文のとおり。行政機関が許可基準に適合しないのに許可

をすることは違法であるが、重大かつ明白な瑕疵がなければ無効にはならない。

- (2) 誤り。 行政行為に瑕疵（欠陥）があっても、取り消されるまでは一応有効と取り扱われるが、瑕疵が重大かつ明白な場合には、その行政行為は無効となる（最判昭 36・3・7）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。瑕疵ある行政行為の取消権者は、処分行政庁、監督行政庁及び裁判所である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

#### 4 立入り（警職法）

- (1) 正しい。 危険時の「立入り」（警職法 6 条 1 項）は、警職法 4 条（避難等の措置）、5 条（犯罪の予防・制止）に規定する危険な事態が発生した場合に、居住者等の意思に反して行うことができる即時強制である。したがって、相手方が立入りを拒んだ場合であっても、これを排除して強制的に立ち入ることができる。
- (2) 誤り。 危険時の立入りは、警職法 4 条及び 5 条に規定する危険な事態が発生し、「人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合」に行うことができる。5 条に規定する犯罪がまさに行われようとする場合でも、切迫した危険がないときは立入りを行うことができない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

#### 5 未遂・中止未遂

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 民家の庭に忍び込んだだけでは、窃盗罪の実行の着手を認めることはできない。実行の着手が認められなければ、中止未遂の問題は生じない。
- (5) 正しい。枝文の場合、犯罪の遂行を途中で止めたとしても、自己の意思により自発的に犯罪を中止したわけではないから、任意性が認められず、中止未遂は成立しない。障害未遂となる。

#### 6 放火罪

- (1) 正しい。 枝文のとおり。抽象的危険犯とは、構成要件に該当する行為が行われたならば法益侵害の危険があるとみなされる犯罪をいい、現住建造物等放火罪はその典型である。
- (2) 誤り。 自己所有非現住建造物等放火罪（刑法 109 条 2 項）は具体的危険犯であり、客体の焼損によって具体的な公共の危険が発生しなければ成立しない。
- (3) 正しい。 最判昭 23・11・2
- (4) 正しい。 放火目的でガソリンを散布する行為は、点火前でも焼損の現実的危険が生じたと認められる場合は、放火罪の実行の着手があるとされる。
- (5) 正しい。 最判昭 25・12・14

## 7 賄賂罪

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑法 198 条。
- (2) 正しい。 大判明 43・12・19。
- (3) 正しい。 最判昭 27・7・22。
- (4) 正しい。 最決昭 58・3・25。
- (5) 誤り。 あっせん収賄罪（刑法 197 条の 4）は、公務員が積極的にその地位を利用してあっせんをすることは必要ではないが、少なくとも公務員の立場であっせんすることを必要とする。単なる私人としての行為は、本罪を構成しない（最決昭 43・10・15）。

## 8 告訴・告発

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 230 条。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 231 条 1 項により、被害者の法定代理人は「独立して」告訴をすることができる。ここにいう「独立して」とは、被害者の明示又は黙示の意思に拘束されないことを意味する。
- (3) 誤り。 強制わいせつ行為は、強姦未遂罪の構成要件の一部をなすから、告訴の客観的不可分の原則により、強制わいせつの被害を受けたとして行った告訴の効力は、強制わいせつを包含する強姦未遂の事実にも及んでいる。したがって、新たな告訴は不要である。
- (4) 正しい。 刑訴法 238 条 1 項。
- (5) 正しい。 刑訴法 239 条 1 項。

## 9 現行犯逮捕

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 212 条 2 項、213 条。

- (2) 誤り。 現行犯逮捕（刑訴法 212 条 1 項）をするための要件である「犯罪と犯人の明白性」は、特定の犯罪の行為者であることが、逮捕者にとって外見上明白であることを必要とする。しかし事情を知らない第三者にまで明白である必要はない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 最決昭 33・6・4。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 215 条 1 項。

#### 10 令状によらない捜索・差押え

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法 220 条 1 項 1 号。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。最大判昭 36・6・7。
- (3) 正しい。 「逮捕の現場」（刑訴法 220 条 1 項 2 号）における場所的範囲は、家屋等の管理権の数を基準とし、同一管理権が及ぶ範囲で捜索・差押えを行うことができる。したがって、被疑者が居住する一軒家の家屋内で逮捕行為がなされた場合は、原則として、当該家屋全体が「逮捕の現場」といえる。
- (4) 誤り。 逮捕の現場において令状なくして捜索・差押えをすることができるのは、捜査機関に限られる（刑訴法 220 条 1 項 2 号、3 項）。しかし、直接逮捕した警察官に限定されず、同一・共通の被疑事件の捜査に従事している者であればよい。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。札幌高判昭 58・12・26。